



平成 16 年度 国民健康保険料

の見直しを検討しています

みなさんからいただいた保険料は、医療と介護保険サービスに使われます。このうち、介護保険サービスに充てられる「介護納付分保険料」（40 歳以上 65 歳未満の人にかかる保険料）は、国により一人当たりの基準額が決められていますが、この保険料によって利用されている介護サービスは年々増加し、国は毎年基準額に基づく介護納付金を引き上げています。

平成 16 年には、介護が必要な人の急増による介護費用が多く見込まれるため、介護納付金が大幅に引き上げられることが決まりました。（対平成 15 年度比 28.0%増）

この介護納付金を現在の介護納付分保険料率でまかなうことは、大変厳しい状況となっています。

この度、鳥取市国民健康保険運営協議会（会長：田中章介たなかしょうすけ）は、この問題を慎重に審議され、鳥取市長に対して、介護納付分保険料の引き上げもやむを得ないという答申を行いました。

これを踏まえて、鳥取市では保険料の改定に向けた見直しを検討しています。

鳥取市国民健康保険運営協議会の答申 による保険料率等 【（ ）内は平成 15 年度】

国民健康保険料（医療給付分賦課額＋介護納付分賦課額）	
医療給付分保険料	介護納付分保険料
①世帯に属する総所得金額 × 6.3% (6.3%)	①世帯に属する第 2 号被保険者に 係る総所得金額 × 1.4% (0.9%)
②世帯における固定資産税額 × 18.4% (18.4%)	②世帯に属する第 2 号被保険者に 係る固定資産税額 × 4.3% (3.0%)
③世帯に属する被保険者数 × 24,100 円 (24,100 円)	③世帯に属する第 2 号被保険者数 × 6,700 円 (4,900 円)
④世帯別平等割額 25,600 円 (25,600 円)	④世帯別平等割額 5,000 円 (3,600 円)
賦課限度額 530,000 円 (530,000 円)	賦課限度額 80,000 円 (80,000 円)
賦課限度額 ①＋②＋③＋④ ≤ 530,000 円	賦課限度額 ①＋②＋③＋④ ≤ 80,000 円

※医療給付分賦課額は、現行のまま据え置き

※介護納付分賦課額は、国から示される介護納付金額より算出

※第 2 号被保険者…40 歳以上 65 歳未満の被保険者

■問い合わせ先 保険年金課（☎ 20-3202）

平成 16 年度

『趣味の教室』会員募集

- 期 間 平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月
- 対 象 市内在住のおおむね 60 歳以上の人
- ところ 鳥取市高齢者福祉センター（富安 2 丁目）

教室名	曜 日・時 間	講 師	定 員
囲 碁	毎月第 1 木曜日・第 3 金曜日 (月例会) 9:30～17:00 月曜日～土曜日(定例日) 13:00～17:00		60 人
将 棋	毎月第 1 金曜日(月例会) 9:30～14:00 月曜日～土曜日(定例日) 13:00～17:00		50 人
書 道	毎月第 2・4 火曜日 13:30～15:30	仲田昭子さん	60 人
民 謡	毎月第 2・4 水曜日 14:00～15:30	佐藤松弘美さん	40 人
手工芸	毎月第 1・3 水曜日 13:30～15:30	藤田滝枝さん	30 人
いけ花	毎月第 2・4 水曜日 9:30～12:00 13:00～15:30	飯田幸子さん	各 25 人
謡 曲	毎月第 1・3 金曜日 13:30～16:00	山名常夫さん	30 人
おどり	毎月第 1・3 月曜日 13:30～15:30	若柳景夕さん	25 人
日本画	毎月第 2・4 火曜日 9:30～11:30	萩原稻栄さん	35 人
短 歌	毎月第 2・4 月曜日 13:30～15:00	村沢徳市さん	30 人
俳 句	毎月第 1 火曜日 13:30～15:30	竹田鈴代さん	20 人
表 装	毎月第 2・4 月曜日 13:30～16:00		60 人
詩 吟	毎月第 1・3 月曜日 9:30～11:30	沢田澄子さん	30 人
陶 芸	毎月 6 回 13:00～16:30	山本勝次さん	35 人

◇申込方法 鳥取市社会福祉協議会に備付けの申込書で

◇受付期間 3 月 15 日(月)～31 日(水)

(定員に満たない場合は、随時受付します。)

■申し込み・問い合わせ先

鳥取市社会福祉協議会（さざんか会館内・☎ 24-3180）